

# 郡山市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱

平成7年4月1日制定  
平成17年4月1日一部改正  
平成18年4月1日一部改正  
平成21年5月1日一部改正  
平成24年4月1日一部改正  
平成27年3月24日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第3号に基づき、高齢者世話付住宅に居住する者（以下「入居者」という。）に対し、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（以下「事業」という。）により、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、郡山市高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用徴収条例（平成7年郡山市条例第13号。以下「条例」という。）の例による。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、郡山市（以下「市」という。）とする。

(対象世帯)

第4条 事業の対象は、高齢者世話付住宅に入居している世帯とする。

(サービス内容)

第5条 生活援助員は、必要に応じ、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 生活指導及び相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連携
- (6) その他日常生活上必要な援助

(費用負担)

第6条 入居者は、条例の定めるところにより、事業に要する費用を負担するものとする。

(関連事業及び関連機関との連携)

第7条 市は、事業の実施に当たり、必要に応じ、介護保険及び高齢者福祉に関する諸事業及び関係機関との連携を図るものとする。

(委託)

第8条 市長は、派遣世帯の費用負担の区分の決定を除き、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱の規定により、入居している者に対する基準については、改正後の郡山市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。